



第373号

**社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

 徳島市津田海岸町2-33
 電話 (088) 636-1234(代)
 発行責任者 松原 義輔
 編集者 原岡 艶甲

徳島県が人事異動発令
環境総局長に坂東敏行氏起用

徳島県は5月1日付で、定期人事異動を発令した。知事選があったため、例年より1ヶ月遅い人事異動となった。

平成23年度 徳島県浄化槽関係担当者表

県民環境部 部長 川長 光男		県土整備部 部長 海野 修司	
環境総局 (TEL088-621-2702) 局長 坂東 敏行 次長 新納 裕		建築開発指導課 (TEL088-621-2595) 課長 森 文美 課長補佐 坂部 政男 課長補佐 安川 亘 主任 大塚 貴久 (構造審査担当) 主事 高橋 亮介	
環境整備課 (TEL088-621-2267) 課長 市原 俊明		東部県土整備局 局長 石本 昇	
ゴミゼロ推進室 (TEL088-621-2279) 室長 川端 弘祥 専門監 天野 啓造 係長 富永 益弘		徳島市 都市整備部 建築課 (TEL088-653-5274) 課長 濱 政則 浄化槽担当 藤友 公嗣	
南部総合県民局 局長 江本 通彦 部長 田岡 拓也 (TEL0884-28-9862) 副部長 佐藤 純子 次長 鎌田 綾 課長 阿部 匡秀 主査兼係長 小川 恭右		県土整備部 阿南庁舎 部長 近藤 大彰 課長 井内 薫 企画担当 技術主任 松崎 功 主事 江本 安英	
西部総合県民局 局長 四宮 洋司 部長 森岡 智也 (TEL0883-53-2062) 副部長 土橋 康裕 課長 小西 壽久 係長 渡邊 知巳 主任 都留 誠		県土整備部 美馬庁舎 副部長 志摩 成人 次長 三木 正彦 企画担当 主任 美野 英司	
東部保健福祉局 局長 細井 孝子		県土整備部 三好庁舎 部長 元木 幸男 企画担当 課長補佐 原村 充	
徳島保健所 (TEL088-602-8901) 副局長 倉橋 佳英 課長 山本 保男 係長 小原 隆治 主任 大場祥一郎 主任主事 三橋 知佳		吉野川保健所 (TEL0883-36-9017) 副局長 大木元 繁 主幹 三澤 淳二 係長 近藤 竜也 主任主事 成田 琢郎	

※下線は23年度の人事異動で就任された方です。


**那賀町無届浄化槽
集合受付実施**
らくらく一括契約も同時契約

県環境技術センターでは3月22日から3月28日の5日間、那賀町役場(支所含む)5ヵ所にて、浄化槽設置届出書(無届分)の集合受付を実施した。



木沢支所受付のようす

那賀町では、21年度に一斉調査を実施し、無届浄化槽655件を発見、これを含め、那賀町の浄化槽総設置基数は2,201基となった。

また、22年度に

は一斉検査を実施。この際にも検査に合わせ届出も指導したが、なお598基が届出されていなかったため、南部県民局・那賀町環境課と協議の結果、22年度内に出張(集合)受付を実施することにした。

5日間の結果は次のとおりで計173基の無届浄化槽を受付した。

また、本年度から始まっている浄化槽らくらく一括契約についても周知不足により一部に誤解が生じるなどしていたため、受付会場では、「らくらくあんしん一括契約」の相談窓口を設け、保守点検・清掃・検査が一括で契約でき、契約料金も分割、口座引落で支払いが楽にできる、問い合わせなども協議会窓口1ヶ所に対応するなどの契約内容や利点を丁寧に説明し、一括契約の推進を行った。

届出数

22日	本庄支所	8件
23日	相生支所	44件
24日	上那賀支所	23件
25日	木沢支所	33件
28日	木頭支所	65件



四国支部総会 開催

各県会長など17名が出席



4 月 13 日 (水) 午後 3 時より、徳島市沖浜町の渭水苑において、平成 23 年度全浄連四国支部総会が開催された。

まず、出席者全員で、2 月に亡くなられた全浄連前会長の松下氏並びに 3 月 11 日に発生した東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を祈り、1 分間の黙祷を捧げた。

続いて松原支部長が開会挨拶を行ったあと、議事に入った。

議案 1 平成 22 年度事業報告及び収支決算報告

議長の指名により事務局が、資料を基に説明した。松原議長が議案 1 の事業報告及び収支決算についてその賛否を総会に諮ったところ満場異議なく承認決定した。

議案 2 東日本大震災に伴う見舞金・義援金について

議長の指名により、事務局が提案理由を説明した。事務局から「①全浄連から要請のある見舞金及び義援金の四国支部各県での対応について、②公益認定申請について格別お世話になった宮城県へのお見舞金についてご審議下さい。」と提案した。

協議の結果、見舞金は、四国四県各 10 万円と、特別会員の助高知県環境検査センターの 10 万円、計 50 万円を全浄連へ一括送金することとした。また、義援金については、各県で個別に対応することとした。次に、事務局から提案された、宮城県へのお見舞金については満場一致で 20 万円をお見舞金として宮城県生活環境事業協会へ送金することが決定した。

議案 3 平成 23 年度事業計画案及び収支予算案

議長の指名により事務局が、資料を基に説明した。松原議長が議案 3 の事業計画案及び収支予算案につきその賛否を総会に諮った。予算案については満場一致で承認されたが、山条会長（香川県）・寺井会長（愛媛県）から事業計画の追加提案があったため、総会に諮り全員の承認を得たため次の事業を事業計画書に追加することとした。

- ① 災害に強い浄化槽の設置を推進する事業
- ② 下水道との不公平感をなくすため、維持管理料金の補助について行政機関に働きかける事業
- ③ 南海・東南海地震に備え、行政機関との連携強化及び支援の研究を進める事業

議案 4 規約の変更について

事務局から、香川県・愛媛県が 4 月 1 日付けで公益社団法人へ移行したことにより、規約の変更が必要と

なった。と説明し、規約の名称の部分を変更した。

議案 5 他支部との情報交換・意見交換について

議長の指名により事務局が提案理由を説明した。「かねてより他支部と、法人の運営方法や事業活動などについて情報交換や意見交換の場がほしいと考えていた。今回の大震災を受け、近隣する支部との協力体制は不可欠と感じた。是非、近畿支部と情報交換会を開催したい。」と説明した。

議長がその賛否を総会に諮った結果、近畿支部に働きかけ、情報交換会を開催することが決定した。

その他協議事項として、愛媛県の寺井会長から、機能保証制度の内容の詳細についての説明があった。

また、高知県からは、今回の大震災に関する実態調査の実施を求める要望書が提出され、各県が賛同したため、四国支部の総意として支部長名で全浄連会長あてに浄化槽の実態調査の実施の要望書を提出することとした。

検査機関四国地区協議総会も同時開催

引き続き浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の総会が開催された。

松原協議会会長の進行で、①平成 22 年度事業報告及び決算報告、②平成 23 年度事業計画案及び収支予算案が承認可決した。

最後の③その他の協議で、検査員研修会・水質分析者研修会の日程が 9 月 21 日～22 日に、また、ソフトボール大会が 11 月 5 日に決定した。



保守点検技術講習会開く

保守点検技術講習会が 3 月 3 日徳島グランヴィリオホテルで開催された。

講習会にはセンター会員（従業員）をはじめ、浄化槽管理士・浄化槽設備士、県民局・市町村担当者等、180 名が出席した。

《講義内容》

- 「浄化槽の高度処理技術の基礎知識と応用技術について」
- 「安全衛生（酸素欠乏等）について」

講師は（財）日本環境整備教育センター 岡城 孝雄氏 県ゴミゼロ推進室の三木主査がそれぞれ講義した。隣接する会場では浄化槽機器展が同時開催された。



第5回 理事会開催

事業計画など承認

県環境技術センターは、3月29日(火)午後2時より平成22年度最後の理事会を開催した。

松原会長が所用で欠席のため、山田副会長が会長代理として挨拶を述べ、議長となって議事を進行した。

議案1 公益認定申請について

議長の指名により、原岡常務理事が、公益認定申請書に関する経過報告を行った。

「公益認定申請は、昨年10月28日に電子申請により提出し、県に早い時期の審査を要望していたが審議会までの期間が予想以上に長くなり、ようやく3月7日に初回の審査(諮問)が行われた。その際、役員報酬規則の一部変更を求められたため訂正、関係書類を差し替え2回目の審査会に臨んだが3月22日の審議会では、さらに機能保証事業に係る追加書類を求められた。これにより22日は答申に至らなかったため、4月1日付の公益社団法人への移行は事実上不可能となった。この最後の理事会で認定の報告が出来るよう、事務局としては最大限の努力を致しましたが、結果として4月1日付けの移行ができず申し訳ありません。」と説明、引き続いて、公益認定に係る次の議案4件について説明した。

①役員報酬規則の一部変更について

審議会において、役員報酬規則の一部変更を求められたため資料のとおり変更を提案した。

②停止条件付き退任届の提出について

公益認定法人に移行した場合、理事の責任が重大になるため、停止条件付き退任届の提出をお願いしたい。

③公益認定に伴い、委員会の独立性を確保する意味から委員会担当理事を次のとおり変更したい。

施工技術委員 山田副会長 → 中西理事

管理技術委員 井内副会長 → 田村理事

環境広報委員 大坂会計理事 → 吉村理事

④隣接地の購入計画について

公益目的資産取得資金として、県が高速道路建設に伴い分譲する隣接地約130坪を購入計画に含めたい。と説明。議長が公益認定申請に関連する上記4議案につき、理事会に諮ったところ満場異議なく承認され、4議案とも承認決定した。

なお、井内副会長の提案により、管理技術委員会の名称を次のとおり変更することとした。

管理技術委員会 → 保守点検・清掃委員会

議案2 平成23年度事業計画案及び収支予算案について

議長の指名により、事業計画案を川人理事が、予算案を原岡常務理事が説明した。

議長が理事会にその賛否を諮った結果、満場異議なく承認決定した。

議案3 支所の問題について

川人理事が次のとおり説明した。

本年度4月より、「設置届の手続きに係る収入が廃止され、年間約2,000万円の支所に係る経費(人件費・家賃等)により財政が厳しくなっている。このまま、対策を講じなければ、支所の存続が難しい。特に受付数が極端に少ない支所については事態が切迫しており、今後の問題として理事会で早急に検討してほしい。」と説明。

理事会は、24年度までに、支所の問題について対策を協議することとした。

議案4 全浄連会長表彰及び感謝状

原岡常務理事が、推薦者リストを読み上げ議長が理事会に賛否を諮った結果、満場一致で次のとおり推薦することが決定した。

会長表彰推薦者

→ 中西俊光(会員)・伊澤英明(職員)

同感謝状推薦者

→ 増田明司(会員)・藍原芳典(職員)

最後に、川人理事が次の事項を報告し閉会した。

- ① 東日本大震災の義援金について
- ② 災害復旧支援協定について
- ③ 那賀町らくらく協議会について
- ④ 浄化槽連絡協議会開催の要望書に対する県の考え方について
- ⑤ 平成22年度事業報告について



センター職員人事異動

検査第二課課長補佐に西岡君起用



県環境技術センターは、4月1日職員会議を開き事務局職員の人事異動を発令した。

23年度4月1日付けで昇格したのは、検査第二課課長補佐に西岡卓馬君(検査第一係長)、検査第一課第一係主任に明石真幸君。また、三好支所の坂本美知子さんが、3月31日付けで退職されたため、後任に大西優子さんが就任した。

全浄連事務局長会議開催

(社)全国浄化槽団体連合会は、2月24日・25日の2日間、会員団体の事務局長会議を開催した。

会議には全国の浄化槽団体の事務局長ら76名が参加した。

1日目は、環境省及び国土交通省各課から、浄化槽に関係する各種の報告がなされ、その後、国土交通省、(財)日本環境整備教育センターから、浄化槽設備士・管理士の試験及び講習会の日程等が報告された。

2日目は、油谷専務が講師となり「今後、取り組むべき浄化槽整備事業に係わる4つの重要課題」についての説明があった。続いて、中川参事より、「あなたのまちの生活排水対策は転換できる」と題して、各市町村の議員の方々に市町村設置型浄化槽推進の提案資料作成などに役立つHPへのアクセス方法などが紹介された。

説明のあと、出席した事務局長からは、次のような意見があった。

- ①各県団体は、長引く不況のなか、会員の退会や廃業等により、組織の存続の危機を感じている。よって、私たち事務局長は、今各会員団体が抱えている問題を協議する情報交換の場が必要であるとする。全浄連は全然危機感がない。是非実現を！
- ②法定検査は、罰則はできても罰則適用がないため受検率の向上に効果が薄い。法定検査の受検率向上のため、全国的な検査のCMをお願いしたい。
- ③前から、再々要望しているが、もっと中身のある充実した会議にしてほしい。今回のようにすでに配布した資料の説明は必要ない。情報交換の場を！
- ④下水道側から発せられる浄化槽に関する情報（性能が悪い・あまり安くないなど）に対抗するため、浄化槽の性能が下水道に勝るとも劣らないことや経済的に優位であることなどを裏付ける資料（調査データを根拠にしたもの）を作成し、積極的に発信してほしい。そして、浄化槽の設置が進むようPRしてほしい。



全浄連四国支部 事務局長会議開催

全浄連四国支部は、2月25日、東京のグランドヒル市ヶ谷で、事務局長会議を開催した。

公益法人への移行については、宮城県のご協力により、昨年7月に宮城県生活環境事業協会事務所において具体的な申請方法などの研修を行った。

その後、四国各県（愛媛県・徳島県・香川県）は順次公益認定申請を提出し、認定を待っている状態である。よって、認定後の登記や各種手続きの事務処理や定期報告書類の作成方法などの研修会を再度お願いし、宮城県のご厚意で実現したものである。

当日は、宮城県生活環境事業協会の長谷川健主幹に講師をお願いし、1時～3時までの2時間、各県事務局長が熱心に勉強し認定に備えた。

※香川県及び愛媛県は4月1日付けで、公益社団法人へ移行され下記の名称となっています。
公益社団法人香川県浄化槽協会
公益社団法人愛媛県浄化槽協会



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程1：平成23年5月23日～6月10日
地区：徳島市・鳴門市・小松島市・板野郡
名西郡・名東郡・勝浦郡

日程2：平成23年6月13日～6月22日
地区：鳴門市・徳島市（川内・応神地区）・板野郡
平成22年度未検査施設

○7条検査

日程1：平成23年5月16日～5月20日
地区：三好市・東みよし町

日程2：平成23年5月23日～5月27日

地区：吉野川市・阿波市・海部郡

日程3：平成23年5月30日～6月3日

地区：阿南市・那賀町

日程4：平成23年6月6日～6月10日

地区：小松島市・勝浦町・上勝町

